



社会福祉法人あと会

(指定居宅介護支援) くにくさ居宅介護支援事業所 重要事項説明書

あと会 3Yのころ



社会福祉法人 あと会

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい
ことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業者であわせて実施する事業	2
4. 職員の配置状況	3
5. 事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	9
7. 秘密保持と個人情報の保護	10
8. 事故発生時の対応について	10
9. 要望及び苦情等の相談	11
10. 第三者評価の実施状況	12
11. 虐待の防止	12
12. 非常災害対策	13
13. ハラスメント対策	13
14. 定期的な説明	13
15. その他	13

当事業所は介護保険の指定を受けています。

事業所番号 3470100268

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号 | 082-856-0222 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山吉宏 |
| (5) 設立年月 | 平成4年10月8日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援 |
| (2) 事業所の目的 | 居宅において要介護状態にある高齢者等に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | くにくさ居宅介護支援事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (5) 電話番号 | 082-856-0360 |
| (6) 管理者名 | 日高 修二 |
| (7) 事業所の運営方針 | <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>また、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p> |
| (8) 開設年月日 | 平成11年10月1日 |
| (9) 通常の事業実施地域 | 広島市、呉市（音戸町・倉橋町・下蒲刈町・安浦町・川尻町・豊浜町・豊町を除く）、東広島市（福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く）、府中町、海田町、坂町、熊野町 |
| (10) 営業日 | 月曜日から日曜日（祝日及び12月30日 |

から1月3日までを除く。

(11) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。当事業所では電話等により24時間連絡が可能な体制を整えています。

3. 事業者であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (15人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 3年 7月 1日 令和 3年 7月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人

事業の種類		事業者指定年月日	定員
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和元年 9月 1日 令和元年 9月 1日	—
居宅介護支援事業		平成11年 9月 8日	—
居宅介護支援事業		平成24年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業		令和 3年 3月 1日	

4. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1	—	事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理に従事
介護支援専門員	4	2	指定居宅介護支援の提供に当たる

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 介護支援専門員	8:30～17:30

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

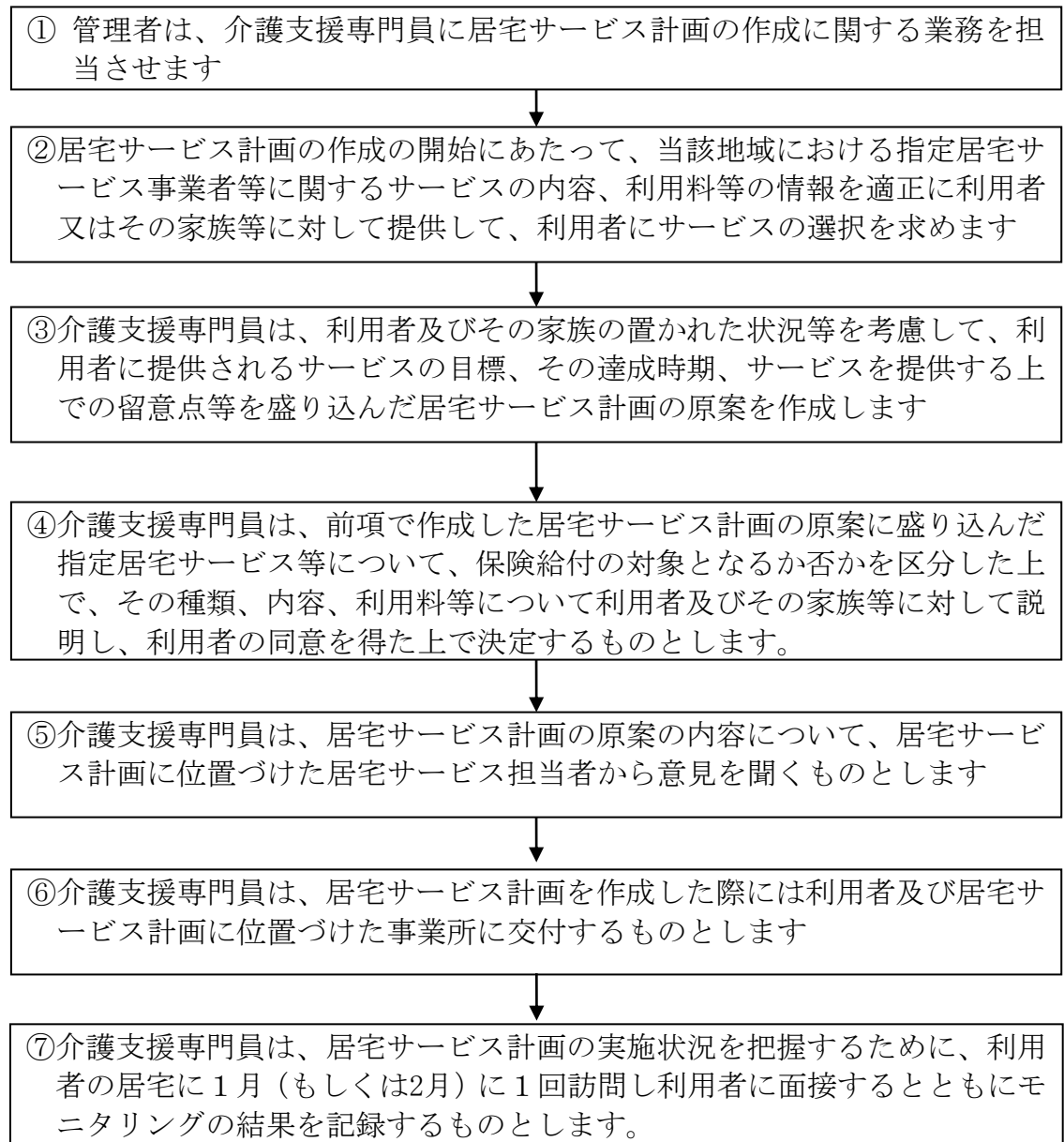
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

【居宅サービス計画の作成の流れ】



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定

居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービスの変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ その他

利用者は担当職員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

・公正中立なケアマネジメントの確保について

公正中立に指定居宅介護支援を提供する観点から契約時に、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護について、居宅サービス計画に位置付けた事業者の割合を上位三位まで情報開示します。〈別紙〉

・居宅介護支援内容について

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から以下の要件を満たしたうえでテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能としています。

ア 利用者の同意を得ること

イ サービス担当者会議等において次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者と合意を得ること

i 利用者の状態が安定していること

ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について他サービス事業所との連携により情報を収集できること

ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払ください。

【基本報酬】 一ヶ月あたり（令和 6 年 4 月現在）
（特別地域加算（単位数×15／100）を含みます）

【 居宅介護支援費Ⅰ 】

居宅介護支援費Ⅱを算定していない場合

（i）〈ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が45件未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分〉

要介護1・2 13,364円

要介護3・4・5 17,366円

（ii）〈ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が45件以上である場合において、45以上60未満の部分〉

要介護1・2 6,698円

要介護3・4・5 8,667円

（iii）〈ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が45件以上である場合において、60以上の部分〉

要介護1・2 4,012円

要介護3・4・5 5,189円

【 居宅介護支援費Ⅱ 】

ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合

（i）〈ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数50件未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分〉

要介護1・2 13,364円

要介護3・4・5 17,366円

（ii）〈ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が50件以上である場合において50以上60未満の部分〉

要介護1・2 6,484円

要介護3・4・5 8,399円

（iii）〈ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が50件以上である場合において、60以上の部分〉

要介護 1・2	3, 884円
要介護 3・4・5	5, 050円

【加算部分】

以下、算定要件を満たす場合に加算します。

- ① 初回加算 3, 210円
新規に居宅サービス計画を策定した場合、及び要介護状態区分が2段階以上変更となった場合
- ② 特定事業所加算（Ⅰ） 5, 553円
常勤の主任介護支援専門員2名以上及び介護支援専門員を3名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合で、利用者総数のうち所定の要介護区分の割合が一定の割合以上である場合
- ③ 特定事業所加算（Ⅱ） 4, 504円
常勤の主任介護支援専門員1名以上及び介護支援専門員を3名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合
- ④ 特定事業所加算（Ⅲ） 3, 456円
常勤の主任介護支援専門員1名以上及び介護支援専門員を2名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合
- ⑤ 特定事業所加算（A） 1, 219円
常勤の介護支援専門員1名以上及び非常勤の介護支援専門員を1名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合
- ⑥ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2, 675円
入院当日中までに、当該病院又は当該診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合
- ⑦ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 2, 140円
入院後3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合

- ⑧ 退院・退所加算（Ⅰ）イ 4,815円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合
- ⑨ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6,420円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合
- ⑩ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,420円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた場合
- ⑪ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 8,025円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合
- ⑫ 退院・退所加算（Ⅲ） 9,630円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合
- ⑬ 通院時情報連携加算 535円
利用者が病院・診療所において医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等へ利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合
- ⑭ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,140円
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合

⑮ ターミナルケアマネジメント加算 4,280円

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

⑯ 特別地域居宅介護支援加算 所定単位数の15%

離島・山間・へき地などの地域に所在する事業所の介護支援専門員が居宅介護支援を行った場合

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。ただし自動車を使用した場合は、以下の額を徴収します。

区分(片道の距離)	交通費
通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満	500円
通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上	1000円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日（休日の場合は翌営業日）となります。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

また、その場合に備えて、担当介護支援専門員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

7. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

①事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

①事業者は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

②事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

③事業者は個人情報の漏えいを防止するため、必要かつ適切な安全管理を講じます。

8. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下の通り速やかに対応します

(1) 利用者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合

①担当者は、発生状況・受傷状況を確認し速やかに応急処置を行

い利用者の家族等に至急連絡するとともに医療機関等に受診します。

②事故対策委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い利用者や家族等に誠実に説明します。

（２）利用者の財物を毀損もしくは滅失した場合

①担当者は発生状況を確認し、速やかに利用者の家族等に至急連絡します。

② 事故対策委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い利用者や家族等に誠実に説明します。

※上記いずれの場合にも、当事業所の過失により事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

※また、必要に応じて関係市町へ報告し再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

９．要望及び苦情等の相談

（１）当事業所における要望・苦情等の受付

当事業所における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

１．苦情解決責任者：常務理事 横山 輝代子

２．苦情受付担当者：管理者 日高 修二

電話番号：０８２－８５６－０３６０

３．第三者委員：阿戸地区民生委員・児童委員協議会会長

松田 英子

：阿戸地区社会福祉協議会 理事 下河 啓一

４．苦情解決の方法

①苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。

②受付担当者は介護支援専門員等に状況を確認します。

③その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

（２）行政機関その他苦情受付機関

広島市役所介護 保険課	所在地 広島市中区国泰寺町１丁目６番３４号 電話番号 082-504-2183 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30～17:00
----------------	--

国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00
呉市福祉保健部介護保険課	所在地 呉市中央4丁目1番6号 電話番号 0823-25-2626 FAX 0823-22-8529 受付時間 8:30～17:15
東広島市健康福祉部介護保険課	所在地 東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0937 FAX 082-422-6851 受付時間 8:30～17:15
府中町福祉保健部高齢介護課介護認定係	所在地 安芸郡府中町大通三丁目5番1号 電話番号 082-286-3233 FAX 082-286-3199 受付時間 8:30～17:15
海田町役場福祉保健部長寿保険課介護保険係	安芸郡海田町南昭和町14番17号 電話番号 082-823-9609 FAX 082-823-9627 受付時間 8:30～17:15
坂町役場民生部保険健康課介護高齢者係	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 電話番号 082-820-1504 FAX 082-820-1521 受付時間 8:30～17:30
熊野町役場健康福祉部高齢者支援課	所在地 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 電話番号 082-820-5605 FAX 082-854-8009 受付時間 8:30～17:15

10. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

11. 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 日高 修二

- (2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともにその結果について介護支援専門員等に周知徹底
します。
- (3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 介護支援専門員に対して、虐待防止のための研修を定期的
に開催します。
- (5) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市
町村へ通報します。

1 2. 非常災害対策

感染症や自然災害の発生時において、利用者が継続して居宅介護支援
の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、必要な研
修及び訓練を定期的
に実施します。

1 3. ハラスメント対策

当事業所は、「職員が安心できる職場でなければ、利用者の皆様に信
頼されるサービスを提供できない」と考えています。そのため、事業
所内及び利用者からのハラスメント行為には厳正に対応していきま
す。

- (1) 事業者はハラスメント防止のための関係規定等を策定して職場に
おけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づく
りを目指しています。
- (2) 利用者及びその家族が事業者の職員に対してハラスメント行為を
行った場合には、契約解除・損害賠償請求も含めて厳正に対応い
たします。

1 4. 定期的な説明

当事業所では、適正なサービス提供と、担当者と利用者の相互理解に
資するため、介護保険法改正等の際に介護保険制度の概要と利用契約書
及び本重要事項説明書を改めて説明する機会を設けます。

1 5. その他

以下の場合には当事業所まで連絡ください。

- (1) 事前に当事業所を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサ
ービスを受けた場合
- (2) 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合

- (3) 要介護認定の申請を行った場合（新規申請、更新申請、区分変更申請等）
- (4) 各種の減免に関する決定等に変更が生じた場合
- (5) 生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合
- (6) 指定居宅サービス事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なる場合

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附則

この重要事項説明書は、平成12年4月1日から施行する。
この重要事項説明書は、平成15年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成18年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成19年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成20年2月15日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成21年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成22年7月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成23年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成23年7月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成24年1月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成24年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成25年8月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成26年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成27年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成27年7月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成27年9月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成28年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成28年5月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成28年12月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成29年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成30年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成31年1月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和元年10月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和2年1月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和2年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和3年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和3年12月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和4年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和5年4月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和5年5月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和5年6月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和5年11月1日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和6年3月1日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和 6 年 1 1 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 7 年 1 月 1 日から一部改正とする。

指定居宅介護支援の提供の開始に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

(事業者) 広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1
社会福祉法人あと会

説明者名

重要事項内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 氏名

代理人 氏名

(続柄)

年 月 日